

令和6年山形県教育委員会3月定例会

令和6年3月18日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後2時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

(1) 第78回国民スポーツ大会冬季大会結果について

(スポーツ保健課競技力向上・アスリート育成推進室)

(2) 新庄新高校(仮称)の校名・校章・校歌の検討について

(高校教育課高校未来創造室)

(3) 令和6年度山形県公立高等学校入学者選抜の概要について(高校教育課)

5 議 題

議第1号 山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱の一部改正について(高校教育課)

議第2号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について(教育政策課、教職員課)

議第3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について(教育政策課)

議第4号 山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について(スポーツ保健課)

議第5号 教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則の制定について(教職員課)

議第6号 教育委員会職員の人事について(教育政策課)

議第7号 教職員の人事について(教職員課)

6 閉 会

第78回国民スポーツ大会冬季大会山形県選手団結果について

1. 大会概要

競技会名	スケート競技会・アイスホッケー競技会	スキー競技会
大会期日	令和6年1月28日(日)～2月3日(土)	令和6年2月21日(水)～24日(土)
会場	北海道苫小牧市	山形県山形市、上市市、最上町
選手団	団長 逸見 良昭 以下24名	団長 菅間 裕晃 以下86名

2. 成績

(1) 冬季総合成績 男女総合成績(天皇杯順位) 第 3 位 (昨年 10 位)
女子総合成績(皇后杯順位) 第 3 位 (昨年 8 位)

(2) 競技会別総合成績

年	回	開催地	男女総合成績(天皇杯)						女子総合成績(皇后杯)					
			スケート・アイスホッケー競技会		スキー競技会		冬季合計		スケート競技会		スキー競技会		冬季合計	
			順位	得点	順位	得点	順位	得点	順位	得点	順位	得点	順位	得点
6	78	北海道・山形	8	117.0	4	102.5	3	219.5	4	80.0	5	32.0	3	112.0
5	特別	青森・岩手	11	85.0	5	58.0	10	143.0	10	48.0	8	19.0	8	67.0
4	77	栃木・秋田	14	62.0	5	53.0	13	115.0	11	36.0	5	23.0	8	59.0

3. 入賞(8位以内)および競技得点獲得一覧

順位	競技名	種別	種目	選手名	所属	得点	ふるさと 登録選手
1位	スピードスケート	成年女子	1500m	小坂 凜	KHネオケム株式会社	8	○
	スピードスケート	成年女子	3000m	小坂 凜	KHネオケム株式会社	8	○
	スピードスケート	少年女子	3000m	重堂 沙姫	山形中央高校(3)	8	
	スキー	成年男子B	ジャイアントスラローム	佐藤 慎太郎	株式会社 置環	8	
	スキー	少年男子	ジャイアントスラローム	阿部 和人	日大山形高校(2)	8	
2位	スピードスケート	少年女子	1500m	大窪 菜緒	山形中央高校(3)	7	
	スピードスケート	成年女子	1000m	真野 美咲	日本体育大学(2)	7	○
	スピードスケート	成年女子	2000mリレー	真野美咲・鈴木香菜 高橋美生・小坂凜	県選抜	7	○
	スキー	成年男子A	ジャイアントスラローム	高木 柊吾	明治大学(4)	7	○
3位	スキー	成年男子B	スペシャルジャンプ	内藤 智文	山形県スポーツ協会	7	
	スピードスケート	成年男子	1500m	森野 太陽	日本体育大学(4)	6	○
	スピードスケート	成年女子	3000m	高橋 美生	大東文化大学(1)	6	○
	スピードスケート	少年男子	2000mリレー	鈴木藍成・高谷楽人 小谷瞭太郎・小谷謙太郎	県選抜	6	
	スキー	成年男子A	ジャイアントスラローム	三上 大我	株式会社 置環	6	
	スキー	成年男子C	ジャイアントスラローム	叶 靖長	神町自衛隊SC	5.5	
	スキー	少年女子	クロスカントリー	大場 明咲	福原中学校(3)	6	
	スキー	成年男子	クロスカントリーリレー	菊地哲・尾崎光輔 石川潤・鈴木貴弘	県選抜	6	○
	スキー	少年男子	クロスカントリーリレー	小沼永輝・野村拓夢 小沼我央・大場顕真	県選抜	6	
4位	スピードスケート	少年男子	5000m	小谷 謙太郎	山形中央高校(3)	5	
	スキー	少年女子	ジャイアントスラローム	山下 りこぼ	日大山形高校(3)	5	
	スキー	少年男子	ジャイアントスラローム	峯岸 陽	山形中央高校(3)	5	
	スキー	成年男子B	クロスカントリー	尾崎 光輔	神町自衛隊SC	5	
5位	スピードスケート	少年女子	500m	石岡 文那	山形中央高校(1)	4	
	スピードスケート	成年女子	500m	真野 美咲	日本体育大学(2)	4	○
	スピードスケート	成年女子	1500m	高橋 美生	大東文化大学(1)	4	○
	スキー	成年女子A	ジャイアントスラローム	小関 杏実	青森大学(4)	4	○
	スキー	成年男子B	クロスカントリー	石川 潤	Team ALLEZ Yonezawa	4	
6位	スピードスケート	少年女子	1500m	重堂 沙姫	山形中央高校(3)	3	
	スピードスケート	少年女子	1000m	大窪 菜緒	山形中央高校(3)	3	
	スピードスケート	成年男子	2000mリレー	小谷駿太郎・森野太陽 カリアツシ師団・小野俊	県選抜	3	○
	スキー	少年女子	ジャイアントスラローム	遠藤 なな	九里学園高校(3)	3	
7位	スピードスケート	少年男子	1500m	鈴木 藍成	山形中央高校(3)	2	
	スピードスケート	少年男子	1000m	小谷 瞭太郎	山形中央高校(1)	2	
	スピードスケート	成年男子	5000m	森野 太陽	日本体育大学(4)	2	○
	スキー	成年女子B	クロスカントリー	青木 富美子	真室川レーシング	2	
	スキー	成年男子B	クロスカントリー	鈴木 貴弘	Team ALLEZ Yonezawa	—	
	スキー	女子	クロスカントリーリレー	鈴木玲菜・大場明咲 高橋灯里・西塚結	県選抜	2	○
8位	スピードスケート	少年男子	10000m	小谷 謙太郎	山形中央高校(3)	1	
	スピードスケート	少年女子	1000m	石岡 文那	山形中央高校(1)	1	
9位	スキー	成年男子B	コンバインド	内藤 智文	山形県スポーツ協会	1	
13位	スキー	少年男子	スペシャルジャンプ	布施 飛雄真	日大山形高校(1)	2	
合 計						219.5	
内訳						スケート・アイスホッケー競技得点合計	97
						スキー 競技得点合計	92.5
						冬季3競技・参加得点	30

【参考】過去3年の国スポ(国体)冬季大会における男女総合成績(優勝数)

年度(回)	スケート国スポ	スキー国スポ	冬季男女総合成績
R6(78)	107(3)5位	102.5(2)4位	219.5(5)3位
R5(特別)	75(2)10位	58(0)5位	143(2)10位
R4(77)	52(0)13位	53(0)5位	115(0)13位

新庄新高校（仮称）の校名・校章・校歌の検討について

令和6年3月18日

高校未来創造室

1 校名

- 「山形県立□□高等学校」の□□の部分に入る名称であること。
- 公募とし、ウェブ・郵送により受けつける。募集は、校名を決定する上で参考に
するものであり、応募数の多寡により決定するものではない。
- 今後のスケジュール（予定）
令和6年 5月 公募の詳細について広報
6月 公募（1か月程度）
10月 校名公表

2 校章

- 令和6年10月の校名公表後、素案（参考デザイン）を公募し、ウェブ・郵送に
より受けつける。
- 選定した素案（参考デザイン）をもとに、専門家にデザインを作業部会長が依頼
する。依頼先及び最終デザインは、開校準備委員会等で検討する。
- 今後のスケジュール（予定）
令和6年10月 公募の詳細について広報
11月 公募（1か月程度）
令和7年 6月 校章公表

3 校歌

- 令和6年10月の校名公表後、専門家に作詞、作曲を作業部会長が依頼する。
依頼先は、開校準備委員会等で検討する。
- 今後のスケジュール（予定）
令和7年12月 校歌公表

令和6年度山形県公立高等学校入学者選抜



実施状況の概要

1 全体の状況

全日制	入学定員	入学志願者等の数	取消・欠席者数	受検者等の数	合格者等の数	最終倍率
令和6年度	6,560	5,349	80	5,269	5,092	0.80
令和5年度	6,760	5,681	83	5,598	5,304	0.83
増減	▲200	▲332	▲3	▲329	▲212	▲0.03

定時制	入学定員	入学志願者等の数	取消・欠席者数	受検者等の数	合格者等の数	最終倍率
令和6年度	280	158	3	155	152	0.55
令和5年度	280	133	2	131	130	0.47
増減	0	25	1	24	22	0.08

全定総計	入学定員	入学志願者等の数	取消・欠席者数	受検者等の数	合格者等の数	最終倍率
令和6年度	6,840	5,507	83	5,424	5,244	0.79
令和5年度	7,040	5,814	85	5,729	5,434	0.81
増減	▲200	▲307	▲2	▲305	▲190	▲0.02

- ※ 入学志願者等の数 = 推薦及び連携型入学者選抜合格内定者数 + 併設型中学校から併設型高等学校への入学予定者数 + 一般入学者選抜志願者数
 令和6年度 推薦入学者選抜内定者数 全日制 713名 定時制 0名
 連携型入学者選抜内定者数 全日制 23名
 併設型中学校から併設型高等学校への入学予定者数 全日制 95名
- ※ 受検者等の数 = 入学志願者等の数 - 取消・欠席者数
- ※ 合格者等の数 = 合格者数 + 併設型中学校から併設型高等学校への入学予定者数
- ※ 最終倍率 = 受検者等の数 ÷ 入学定員
- ※ 志願取消しの理由は、国立高等専門学校等の合格による。

2 定員充足率の状況

	令和6年度	令和5年度	増減
全日制	77.6%	78.5%	▲0.9
定時制	54.3%	46.4%	7.9
全定	76.7%	77.2%	▲0.5

※ 定員充足率 = (合格者等の数 ÷ 入学定員) × 100

3 課程・学科別の状況

別添 令和6年度山形県公立高等学校入学者選抜 「B」学科別受検者数・合格者数」参照

4 各学校・学科の状況

別添 令和6年度山形県公立高等学校入学者選抜 「C」受検者数・合格者数」参照

5 追検査について

一般入学者選抜における追検査対象者 20校 31名（県全体）

※ インフルエンザ等の感染症への罹患や、受検者本人の交通事故など真にやむを得ない理由により、本検査の受検ができず、追検査の受検を希望した者を対象者とする。

令和6年度山形県公立高等学校入学選抜
学科別受検者数・合格者数

B

項目	学科	全 日 制													定時制		総計		
		普通	理数	探究	音楽	体育	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報	総合	計	普通		総合	計
入学定員	6年度	3,200	120	240	40	80	360	1,120	560	40	80	40	40	40	40	200	80	280	6,840
	5年度	3,360	80	240	40	80	400	1,120	560	40	80	40	40	40	200	80	280	7,040	
	増減	▲160	40	0	0	▲40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲200
入学志願者等の数	6年度	2,577	142	406	11	80	222	788	568	22	48	31	35	419	121	37	158	5,507	
	5年度	2,752	117	461	18	99	207	843	553	18	57	45	46	465	93	40	133	5,814	
	増減	▲175	25	▲55	▲7	▲19	15	▲55	15	4	▲9	▲14	▲11	▲46	▲332	▲3	25	▲307	
取消・欠席者数	6年度	28	3	0	0	0	0	39	3	1	0	0	2	4	2	1	3	83	
	5年度	28	2	3	0	0	2	45	1	0	0	0	2	0	0	2	2	85	
	増減	0	1	▲3	0	0	▲2	▲6	2	1	0	0	0	4	▲3	▲1	1	▲2	
受検者等の数	6年度	2,549	139	406	11	80	222	749	565	21	48	31	33	415	119	36	155	5,424	
	5年度	2,724	115	458	18	99	205	798	552	18	57	45	44	465	93	38	131	5,729	
	増減	▲175	24	▲52	▲7	▲19	17	▲49	13	3	▲9	▲14	▲11	▲50	▲329	▲2	24	▲305	
合格者等の数	6年度	2,667	101	242	11	80	222	749	472	21	48	31	33	415	116	36	152	5,244	
	5年度	2,777	77	245	18	81	205	796	496	17	59	40	41	452	93	37	130	5,434	
	増減	▲110	24	▲3	▲7	▲1	17	▲47	▲24	4	▲11	▲9	▲8	▲37	▲212	▲1	22	▲190	
最終倍率	6年度	0.80	1.16	1.69	0.28	1.00	0.62	0.67	1.01	0.53	0.60	0.78	0.83	0.65	0.60	0.45	0.55	0.79	
	5年度	0.81	1.44	1.91	0.45	1.24	0.51	0.71	0.99	0.45	0.71	1.13	1.10	0.68	0.47	0.48	0.47	0.81	
	増減	▲0.01	▲0.28	▲0.22	▲0.17	▲0.24	0.11	▲0.04	0.02	0.08	▲0.11	▲0.35	▲0.27	▲0.03	▲0.13	▲0.03	0.08	▲0.02	

※入学志願者等の数＝推薦及び連携型入学選抜合格内定者数＋併設型中学校から併設型高等学校への入学予定者数＋一般入学選抜志願者数

※受検者等の数＝入学志願者等の数－取消・欠席者数

※合格者等の数＝合格者数＋併設型中学校から併設型高等学校への入学予定者数

※最終倍率＝受検者等の数÷入学定員



令和6年度

山形県公立高等学校入学者選抜

受検者数・合格者数

山形県教育委員会

令和6年3月17日

【全日制の課程】

NO	学 校 名	学 科 名	入学定員	入学志願者等の数	受検者等の数	合格者等の数	最終倍率	
1	山 形 東	普通	160	66	66	162	0.41	
		探究	理数探究、国際探究	80	184	184	82	2.30
2	山 形 南	普通	200	211	207	202	1.04	
		理数	40	81	78	40	1.95	
3	山 形 西	普通	200	171	171	171	0.86	
4	山 形 北	普通	160	167	167	160	1.04	
		音楽	40	11	11	11	0.28	
5	山 形 工 業	工業	機 械 技 術	40	29	27	32	0.68
			電 気 電 子	40	30	29	36	0.73
			情 報 技 術	40	57	55	40	1.38
			建 築	40	41	41	40	1.03
			土 木 ・ 化 学	40	31	31	35	0.78
6	山 形 中 央	普通	160	184	184	160	1.15	
		体育	ス ポ ー ツ	80	80	80	80	1.00
7	上 山 明 新 館	普通	160	99	99	99	0.62	
		農業	食 料 生 産	40	36	36	36	0.90
		商業	情 報 経 営	40	26	26	26	0.65
8	天 童	総合	120	120	119	119	0.99	
9	山 辺	家庭	食 物	40	27	27	27	0.68
			福 祉	40	21	21	21	0.53
		看護	看 護	40	31	31	31	0.78
10	寒 河 江	普通	一 般 コ ー ス	160	73	71	132	0.44
		探究	探 究 コ ー ス	40	102	102	40	2.55
11	寒 河 江 工 業	工業	メカニカルエンジニア	40	30	30	30	0.75
			ロボットエンジニア	40	22	22	22	0.55
			I T エンジニア	40	32	32	32	0.80
12	谷 地	普通	80	55	55	55	0.69	
13	左 沢	総合	40	35	34	34	0.85	
14	村 山 産 業	農業	農 業 経 営	40	26	26	26	0.65
			み どり 活 用	40	20	20	20	0.50
		工業	機 械	40	12	12	12	0.30
			電 子 情 報	40	18	18	18	0.45
		商業	流 通 ビ ジ ネ ス	40	20	20	20	0.50
15	東 桜 学 館	普通	200	176	174	174	0.87	
16	北 村 山	総合	120	19	19	19	0.16	

NO	学 校 名	学 科 名		入学定員	入学志願者等の数	受検者等の数	合格者等の数	最終倍率
17	新 庄 北	普通	一 般 コ ー ス	120	68	68	77	0.57
			探 究 コ ー ス	40	49	49	40	1.23
	新 庄 北 最 上 校	普通		40	14	14	14	0.35
18	新 庄 南	普通		80	47	47	47	0.59
	新 庄 南 金 山 校	普通		40	16	16	16	0.40
19	新 庄 神 室 産 業	農業	食 料 生 産	40	18	18	18	0.45
			農 産 活 用	40	21	21	21	0.53
		工業	機 械 電 気	40	23	23	23	0.58
			環 境 デ ザ イン	40	18	18	18	0.45
		商業	ビ ジ ネ ス 創 造	40	5	5	5	0.13
	新 庄 神 室 産 業 真 室 川 校	普通		40	9	9	9	0.23
20	米 沢 興 譲 館	普通		120	76	76	107	0.63
		探究	理数探究、国際探究	80	111	111	80	1.39
21	米 沢 東	普通		160	163	161	161	1.01
22	米 沢 工 業	工業	機 械 ・ 生 産 デ ザ イン	80	52	52	52	0.65
			電 気 情 報	40	20	20	20	0.50
			建 築 ・ 環 境 工 学	80	53	53	53	0.66
23	米 沢 商 業	商業	商 業	80	80	79	78	0.99
24	置 賜 農 業	農業	食 料 生 産 経 営	40	31	31	31	0.78
			農 業 資 源 活 用	40	28	28	28	0.70
25	南 陽	普通		160	93	93	93	0.58
26	高 島	総合		80	62	62	62	0.78
27	長 井	普通	一 般 コ ー ス	160	122	122	122	0.76
			探 究 コ ー ス	40	37	37	37	0.93
28	長 井 工 業	工業	機 械	40	22	22	22	0.55
			電 子	40	16	16	16	0.40
			福 祉 環 境	40	12	12	12	0.30
29	荒 砥	総合		40	24	24	24	0.60
30	小 国	普通		40	22	22	22	0.55

NO	学 校 名	学 科 名	入学定員	入学志願者等の数	受検者等の数	合格者等の数	最終倍率		
31	致 道 館	普通	200	207	203	200	1.02		
		理数	80	61	61	61	0.76		
32	鶴 岡 工 業	工業	機 械	40	42	37	37	0.93	
			電 気 電 子	40	39	33	33	0.83	
			情 報 通 信	40	46	30	30	0.75	
			建 築	40	23	22	22	0.55	
			環 境 化 学	40	32	30	30	0.75	
33	鶴 岡 中 央	普通	120	107	101	101	0.84		
		総合	120	97	97	97	0.81		
34	加 茂 水 産	水産	水 産	40	22	21	21	0.53	
35	庄 内 農 業	農業	食 料 生 産	40	22	22	22	0.55	
			食 品 科 学	40	20	20	20	0.50	
36	庄 内 総 合	総合		80	44	42	42	0.53	
37	酒 田 東	普通		120	65	63	94	0.53	
		探究	理数探究、国際探究	80	111	111	80	1.39	
38	酒 田 西	普通		120	104	98	98	0.82	
39	酒 田 光 陵	工業	普通		80	74	74	74	0.93
			機 械 制 御	40	25	24	24	0.60	
			電 気 電 子	40	27	24	24	0.60	
			環 境 技 術	40	36	36	36	0.90	
			商業	ビ ジ ネ ス 流 通	40	42	41	40	1.03
				ビ ジ ネ ス 会 計	40	20	20	21	0.50
情報		40	35	33	33	0.83			
40	遊 佐	総合		40	18	18	18	0.45	
全 日 制 県 立 合 計				6,280	4,974	4,895	4,810	0.78	
1	山 形 市 立 商 業	商業	総 合 ビ ジ ネ ス	160	248	248	161	1.55	
			情 報	40	35	35	41	0.88	
			経 済	80	92	91	80	1.14	
全 日 制 市 立 合 計				280	375	374	282	1.34	
全 日 制 公 立 合 計				6,560	5,349	5,269	5,092	0.80	

* 「探究科」とは、理数に関する学科である理数探究科と、国際関係に関する学科である国際探究科をあわせて募集する場合の総称として記載しています。

【定時制の課程】

NO	学 校 名	学 科 名	入学定員	入学志願者等の数	受検者等の数	合格者等の数	最終倍率
1	霞 城 学 園	普通 I 部 (午 前)	40	49	48	40	1.20
		II 部 (午 後)	40	38	37	40	0.93
		III 部 (夜)	40	11	11	13	0.28
2	新 庄 北	普通 (夜)	40	8	8	8	0.20
3	米 沢 工 業	総合 (夜)	40	16	16	16	0.40
4	庄 内 総 合	総合 (昼)	40	21	20	20	0.50
5	酒 田 西	普通 (昼)	40	15	15	15	0.38
定 時 制 公 立 合 計			280	158	155	152	0.55

【全日制・定時制合計】

公立高校総計	入学定員	入 学 志願者数	受検者数	合格者数	最終倍率
	6,840	5,507	5,424	5,244	0.79

※入学志願者等の数＝推薦及び連携型入学者選抜合格内定者数＋併設型中学校から併設型高等学校への入学予定者数＋一般入学者選抜志願者数

※受検者等の数＝入学志願者等の数－取消・欠席者数

※合格者等の数＝合格者数＋併設型中学校から併設型高等学校への入学予定者数

※最終倍率＝受検者等の数÷入学定員

令和6年度山形県公立高等学校
一般入学者選抜学力検査

出題のねらいと検査問題の構成

令和6年3月7日

山形県教育委員会

1 出題の基本方針

令和6年度山形県公立高等学校入学者選抜学力検査問題は、「令和6年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示した次の出題方針に基づいて作成した。

- (1) 中学校学習指導要領に示されている各教科の目標に即し、内容の基本的な事項について出題する。
- (2) 解答が偶然性に支配されたり、単なる記憶の検査に偏ったりしないように、理解力、思考力、判断力、表現力などを検査できるように配慮し、客観式及び記述式を組み合わせ出題する。
- (3) 出題領域は、特定なものに偏ったりしないように、できるだけ広範囲から出題する。

以上により、平素の授業を大切にし、着実に学習を重ねていれば十分解答できるように配慮した。

2 出題の傾向

(1) 全体

- ア 基礎・基本を重視し、思考力、判断力、表現力などを総合的に評価できるようにした。
- イ 受検者が興味・関心をもって取り組めるよう、身近な素材を取り入れ、問題の設定を工夫した。
【国語 ④、社会 ③、数学 ②、理科 ④、英語 ⑤】

(2) 平均点

各教科とも50～60点となるように配慮した。

(3) 各教科

国語

- ・ 主人公が先輩の言葉に勇気づけられる場面を描いた作品や、正倉院宝物の再現模造事業について述べた文章など、自己、人間、社会などについて自分の考えを広げたり深めたりすることができるような題材を取り上げた。 (①、②)
- ・ 話し合いにおいて、話題や展開を捉えたり、進行の仕方を工夫したりする力をみる問題を出題した。 (④問二)

社会

- ・ 世界の地理に関わる事象について、資料を正確に読み取り、読み取った内容から思考・判断したことを適切に表現する力をみる問題を出題した。 (①)
- ・ 山形県に関連する人物や山形県の施策など、身近な題材を取り上げ、受検者が興味・関心をもって問題に取り組めるようにした。 (③、⑥)

数学

- ・ 日常の事象を数理的に捉え、判断の根拠を的確に表現することを通して、数学のよさを実感できるような問題を出題した。 (②-4)
- ・ 二つの数量の変化や対応を調べることを通して、関数関係について考察したり、表現したりする問題を出題した。 (②-1、③)

理科

- ・ 天体の観察を題材とし、天体とその運動について総合的に問う問題を出題した。 (④)
- ・ 身近な事物・現象を取り上げ、探究の過程の中で、理科の有用性を感じられるような問題を出題した。 (②-2、⑧-3)

英語

- ・ 外国人との共生や、日本の伝統工芸を通じた交流を題材として取り上げ、受検者が興味・関心をもって問題に取り組めるようにした。 (③、④)
- ・ 英文から読み取ったことを踏まえて、自分の考えについて、まとまりのある英文を書く力をみる問題を出題した。 (⑤)

国 語

1 出題のねらい

- (1) 出題に当たっては、「言葉の特徴や使い方に関する事項」、「情報の扱い方に関する事項」、「我が国の言語文化に関する事項」の各事項、及び「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の3領域について、基礎的・基本的な国語の力を中心に、日常の学習における成果をみることができるようにした。
- (2) 題材の選定に当たっては、受検者の生活体験や心情に配慮しながら、受検者に読ませるのにふさわしい内容をもつものを取り上げた。
- (3) 設問に当たっては、知識・技能だけでなく、思考力、判断力、表現力などもみることができるようにした。

2 検査問題の構成

問	領 域	ね ら い
一	文学的な文章 ・言葉の特徴や使い方に関する事項 ・読むこと	○常用漢字や語句の意味についての基礎的な知識・技能。 ○場面の展開や登場人物の設定の仕方、心情の変化などについて、描写を基に捉える力。 ○物語の展開の仕方を捉える力。
二	説明的な文章 ・言葉の特徴や使い方に関する事項 ・情報の扱い方に関する事項 ・読むこと	○常用漢字や単語の活用についての基礎的な知識・技能。 ○意見と根拠、具体と抽象など情報と情報との関係について理解する力。 ○文章の内容を叙述を基に捉え、要旨を把握する力。 ○表現の仕方や効果を捉える力。
三	古 典 ・我が国の言語文化に関する事項 ・読むこと	○文語のきまりについての基礎的な知識・技能。 ○古典に表れたものの見方や考え方を理解する力。 ○場面の展開や登場人物の設定の仕方、心情の変化などについて、描写を基に捉える力。
四	漢字と言葉 ・言葉の特徴や使い方に関する事項 ・話すこと・聞くこと	○学年別漢字配当表に示されている漢字を書く力。 ○話合いにおいて、話題や展開を捉えたり、進行の仕方を工夫したりする力。
五	作 文 ・情報の扱い方に関する事項 ・書くこと	○資料に示された情報を、比較や分類、関係付けなどによって整理し、理解する力。 ○自分の考えを、理由を明確にしながら、まとまりのある文章で書く力。

社 会

1 出題のねらい

- (1) 出題に当たっては、地理的分野、歴史的分野及び公民的分野における基礎的・基本的な内容について、日常の学習における成果をみることができるようにした。
- (2) 設問に当たっては、知識・技能だけでなく、思考力、判断力、表現力などもみることができるようにした。
- (3) 地図、写真、図、グラフなどの資料を用いて、社会的事象を総合的に考察する力をみることができるようにした。

2 検査問題の構成

問	領 域	ね ら い
1	地理的分野 ・世界の地域構成 ・世界各地の人々の生活と環境 ・世界の諸地域	○世界地図を活用し、世界の地域構成を捉える力。 ○自然及び社会的条件と関連付けて、世界の人々の生活の様子を捉える力。 ○地理に関わる事象について、資料を読み取り、思考・判断したことを表現する力。
2	地理的分野 ・日本の地域的特色と地域区分 ・日本の諸地域 ・地域の在り方	○日本の自然環境や産業についての知識。 ○地理に関わる事象について、資料を読み取り、思考・判断する力。 ○地域で見られる地理的な課題について、資料を基に、思考・判断したことを表現する力。
3	歴史的分野 ・古代までの日本 ・中世の日本 ・近世の日本	○時代区分や、歴史に関わる事象についての知識。 ○時代の転換や、各時代の政治や社会の特色を捉える力。 ○歴史に関わる事象の意味や意義を説明する力。
4	歴史的分野 ・近代の日本と世界 ・現代の日本と世界	○歴史に関わる事象についての知識。 ○世界の動きと関連付けて、日本の近現代史の大きな流れを捉える力。 ○歴史に関わる事象の意味や意義を説明する力。
5	公民的分野 ・人間の尊重と日本国憲法の基本的原則 ・民主政治と政治参加	○日本国憲法や、民主政治の仕組みについての知識。 ○現代の社会的事象の意味や意義を説明する力。
6	公民的分野 ・国民の生活と政府の役割 ・世界平和と人類の福祉の増大	○財政及び租税の意義や、国際社会の諸課題についての知識。 ○現代の社会的事象について、資料を基に、思考・判断したことを表現する力。

数 学

1 出題のねらい

- (1) 出題に当たっては、「数と式」、「図形」、「関数」及び「データの活用」の4領域における基礎的・基本的な内容について、日常の学習における成果をみることができるようにした。
- (2) 題材の選定に当たっては、日常の場面と数学との関連を図ったり、動きのある事象を取り上げたりして、受検者が関心・意欲をもって取り組めるようにした。
- (3) 設問に当たっては、知識・技能だけでなく、思考力、判断力、表現力、直観力などもみることができるようにした。
- (4) 結果だけを問うのではなく、結果に至るまでの過程も評価できるようにした。

2 検査問題の構成

問	領 域	ね ら い
①	数と式 ・正の数・負の数 ・平方根 ・式の計算 ・二次方程式 図形 ・平面図形 ・空間図形 データの活用 ・確率	○整数や分数、平方根を含む式や文字を含む整式の四則計算をする力。 ○解の公式を用いて二次方程式を解く力。 ○円周角の定理などを活用し、角の大きさを求める力。 ○確率を求める力。 ○平面上に表現された空間図形を読み取り、その図形を考察する力。
②	関数 ・反比例 ・一次関数 ・関数 $y = ax^2$ 図形 ・平面図形 数と式 ・一次方程式 ・連立方程式 データの活用 ・データの分布の傾向	○関数の変化の割合を理解し、 y の増加量を求める力。 ○関数の特徴について、式とグラフを相互に関連付ける力。 ○図形的な性質を捉え、作図する力。 ○方程式を活用する力。 ○累積相対度数を用いて、判断の根拠を的確に表現する力。
③	関数 ・一次関数 図形 ・平面図形	○伴って変わる二つの数量の関係を捉え、考察する力。 ○図形の性質を活用し、事象を考察する力。
④	図形 ・平面図形	○三角形の合同条件などを用いて、論理的に証明する力。 ○三平方の定理及び相似な図形の性質などを活用し、図形を考察する力。

理 科

1 出題のねらい

- (1) 出題に当たっては、第1分野、第2分野における基礎的・基本的な内容について、日常の学習における成果をみることができるようにした。
- (2) 設問に当たっては、知識・技能を基に、思考力、判断力、表現力などをみることができるようにした。
- (3) 観察や実験に関する問題では、活動の過程を重視し、観察や実験に対する関心・意欲や、結果から考察する力などの、科学的に探究する力をみることができるようにした。

2 検査問題の構成

問	領 域	ね ら い
1	生物的領域 ・いろいろな生物とその共通点	○動物の体の共通点と相違点についての知識・技能。 ○動物の特徴と分類の仕方について、知識・技能を基に、思考し、表現する力。
2	生物的領域 ・生物の体のつくりと働き	○動物の体のつくりと働きについての知識・技能。 ○生命を維持する働きについて、実験結果を基に、思考し、判断する力。
3	地学的領域 ・気象とその変化	○気象要素についての知識・技能。 ○前線の通過と天気の変化について、観測結果を基に、思考し、判断する力。
4	地学的領域 ・地球と宇宙	○惑星と恒星についての知識・技能。 ○天体の動きと地球の自転・公転について、知識・技能を基に、思考し、判断する力。
5	化学的領域 ・身の回りの物質	○実験器具の操作についての知識・技能。 ○身の回りの物質とその性質について、実験結果を基に、思考し、判断する力。
6	化学的領域 ・化学変化と原子・分子	○化学変化と物質の質量について、実験結果を基に、思考し、表現する力。 ○質量変化の規則性について、思考し、判断する力。
7	物理的領域 ・運動とエネルギー	○仕事とエネルギーについての知識・技能。 ○仕事とエネルギーについて、知識・技能を基に、思考し、判断する力。
8	物理的領域 ・身近な物理現象	○音の性質についての知識・技能。 ○音の性質について、知識・技能を基に、思考し、表現する力。

英 語

1 出題のねらい

- (1) 出題に当たっては、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと〔やり取り〕」、「話すこと〔発表〕」及び「書くこと」の五つの領域における基礎的・基本的な内容について、日常の学習における成果をみることができるようにした。
- (2) 題材の選定に当たっては、受検者が興味・関心をもって取り組めるよう、日常的な話題や社会的な話題を取り上げた。
- (3) 「音声」、「符号」、「語、連語及び慣用表現」、「文、文構造及び文法事項」といった言語材料の選定に当たっては、日常のコミュニケーション活動においてよく用いられる活用頻度の高いものを取り上げた。
- (4) 設問に当たっては、単に英語の知識を問うだけでなく、全体のあらすじなどの大まかな内容や大切な部分を捉える力、伝えたいことを積極的に表現する力などを総合的にみることができるようにした。

2 検査問題の構成

問	領 域	ね ら い
①	・聞くこと ・書くこと	○英語を聞いて、必要な情報や大切な部分を聞き取る力。 ○まとまりのある英語を聞いて、概要や要点を的確に捉える力。 ○英語を正確に聞き取り、聞き取った英語を正しく書く力。
②	・読むこと ・書くこと ・話すこと 〔やり取り〕	○基本的な言語材料を、場面に応じて適切に活用する力。 ○具体的な場面や状況に合った適切な表現を使用する力。 ○文構造や文法事項に注意して正しく文を書く力。
③	・読むこと ・話すこと 〔やり取り〕	○グラフや表と照らし合わせながら、対話文の大切な部分を的確に読み取ったり、話された内容を捉えたりする力。
④	・読むこと ・書くこと	○物語のあらすじをつかみながら、内容を読み取る力。 ○登場人物の行動や心情など、書かれた内容を的確に理解する力。 ○読んだ事柄について、英語の問いに英語で適切に答える力。
⑤	・読むこと ・書くこと ・話すこと 〔発表〕	○英語で書かれた内容を捉え、適切に応じる力。 ○自分の考えなどが読み手に正しく伝わるように書く力。

議第 1 号

山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに
関する要綱の一部改正について

山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱を
別紙のとおり一部改正する。

提 案 理 由

山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会から提出された報告書を踏ま
え策定した山形県公立高等学校入学者選抜方法改善方針に基づき、入学定員の充足率
向上を図るため、山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに
関する要綱を一部改正する必要があると提案するものである。

令和6年3月18日提出

山形県教育委員会

教育長 高橋 広 樹

山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱
新旧対照表

現行	改正案
第1条 一略一	第1条 一略一
第2条 一略一	第2条 一略一
(1) 一略一	(1) 一略一
(2) 志願者 推薦入学者選抜及び一般入学者選抜における入学志願者をいう。	(2) 志願者 推薦入学者選抜、 <u>一般入学者選抜及び前期（特色）選抜</u> における入学志願者をいう。
(3)～(5) 一略一	(3)～(5) 一略一
第3条 山形県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、直近3年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して8割に満たない学科がある学校について、校長の申請により、県外からの志願者受入れを承認することができる。この場合、県外志願者の受入れは、当該学科に限るものとする。	第3条 山形県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、直近 <u>2年</u> における入学定員に対する合格者数の割合が連続して <u>9割</u> に満たない学科がある学校について、校長の申請により、県外からの志願者受入れを承認することができる。この場合、県外志願者の受入れは、当該学科に限るものとする。
2 一略一	2 一略一
第4条 一略一	第4条 一略一
(1) 一略一	(1) 一略一
(2) 推薦入学者選抜を実施する学校においては、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の募集人員は、合わせて10パーセント程度までとし、その配分は学校が定めるものとする。	(2) 推薦入学者選抜又は <u>前期（特色）選抜</u> を実施する学校においては、推薦入学者選抜又は <u>前期（特色）選抜</u> 及び一般入学者選抜の募集人員は、合わせて10パーセント程度までとし、その配分は学校が定めるものとする。
(3) 一略一	(3) 一略一
第5条～第12条 一略一	第5条～第12条 一略一
第13条 審議委員会に関する庶務は、教育庁高校教育課にて処理する。	第13条 審議委員会に関する庶務は、 <u>教育局</u> 高校教育課にて処理する。
第14条～第15条 一略一	第14条～第15条 一略一

山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱

山形県教育委員会

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがある場合を除き、山形県公立高等学校入学者選抜（以下「入学者選抜」という）における県外からの志願者受入れに関する事務手続その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 山形県立高等学校（「山形県立高等学校小規模校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」第2条1号に規定する学校を除く。）をいう。
- (2) 志願者 推薦入学者選抜、一般入学者選抜及び前期（特色）選抜における入学志願者をいう。
- (3) 県内志願者 志願者のうち保護者とともに県内に居住する者をいう。ただし、一家転住等や「通学の便」を理由として教育長が志願を許可した者は県内志願者とみなす。
- (4) 県外志願者 (3)以外の志願者をいう。
- (5) 学科 山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月教育委員会規則第3号）別表第1に定める設置学科のうち大学科をいう。

第2章 県外志願者受入れの承認

(県外志願者受入れの承認)

第3条 山形県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、直近2年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して9割に満たない学科がある学校について、校長の申請により、県外からの志願者受入れを承認することができる。この場合、県外志願者の受入れは、当該学科に限るものとする。

2 県外からの志願者受入れを希望する校長は、教育長が別に指定する期日までに、「県外からの志願者受入れのための申請書」（別記様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

(受入人員)

第4条 県外志願者の募集人員及び合格者の人数は、原則として次のように定める。

- (1) 県外志願者の募集人員は入学定員の10パーセント程度までとし、学校が定めることとする。
- (2) 推薦入学者選抜又は前期（特色）選抜を実施する学校においては、推薦入学者選抜又は前期（特色）選抜及び一般入学者選抜の募集人員は、合わせて10パーセント程度までとし、その配分は学校が定めるものとする。
- (3) 一般入学者選抜において、志願倍率が1倍を超えない場合は、学校が定める県外志願者の募集人員を超えて県外志願者を合格とすることができる。

(承認の見直し)

第5条 教育長は、承認後3年ごとに県外からの志願者受入れの継続の可否を判断するものとする。

第3章 山形県立高等学校県外志願者受入審議委員会

(設置)

第6条 県外からの志願者受入れを承認する学校について審議するため、山形県立高等学校県外志願者受入審議委員会（以下「審議委員会」という。）を設置する。

(審議委員会への意見聴取)

第7条 教育長は、第3条の規定による承認を行う場合、あらかじめ、審議委員会の意見をきかなければならない。

2 教育長は、第5条の規定による承認の見直しを行う場合、必要に応じて審議委員会を開催し意見を聴取することができる。

(審議事項)

第8条 審議委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 県外からの志願者を受け入れる学校や学科に関する事項
- (2) 県外志願者受入の継続可否に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(組織)

第9条 審議委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 教育次長（高校教育課を所管するものに限る。）
 - (2) 県高等学校長会会長
 - (3) 県高等学校長会理事長
 - (4) 県中学校長会会長
 - (5) 私立中学高等学校協会代表
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第10条 審議委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によってこれを定め、副委員長は、委員長の指名により定める。
- 3 委員長は、審議委員会の会務を総理し、審議委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 審議委員会は、教育長が招集する。

- 2 審議委員会は、必要に応じて開催する。
- 3 審議委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員長は、会議の議長となる。

5 審議委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第13条 審議委員会に関する庶務は、教育局高校教育課にて処理する。

(その他)

第14条 この章に定めるもののほか、審議委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

第4章 補則

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、県外からの志願者受入れに関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

令和3年7月 6日一部改正

令和4年6月 23日一部改正

令和5年3月 27日一部改正

令和6年*月 *日一部改正

議第 2 号 の 1

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について

山形県議会 2 月定例会に提案された下記条例案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により山形県知事から意見を求められた件について、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和 31 年 11 月県教育委員会規則第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処理したことについて承認する。

記

山形県部設置条例等の一部を改正する条例案

提 案 理 由

山形県知事から上記議案の作成に当たり意見を求められ、緊急を要したため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第 5 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和 6 年 3 月 18 日提出

山形県教育委員会
教育長 高 橋 広 樹

教政第 1285 号

令和 6 年 2 月 9 日

山形県知事 吉 村 美栄子 殿

山形県教育委員会



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見
について

令和 6 年 2 月 9 日付け人第 537 号で意見を求められた下記条例案の作成について、
同意します。

記

山形県職員定数条例の一部を改正する条例案
山形県部設置条例等の一部を改正する条例案

議第 号

山形県部設置条例等の一部を改正する条例の設定について

山形県部設置条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県部設置条例等の一部を改正する条例

(山形県部設置条例の一部改正)

第1条 山形県部設置条例(昭和34年3月県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号ニを次のように改める。

ニ スポーツに関する事項(学校における体育に関する事項を除く。)

(山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第2条 山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例(令和2年3月県条例第2号)の一部を次のように改正する。

本則中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(山形県体育施設条例の一部改正)

2 山形県体育施設条例(昭和39年3月県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までの規定中「県教育委員会」を「知事」に改める。

第5条中「き損」を「毀損」に、「県教育委員会」を「知事」に改める。

第6条第1項、第9条第1項第3号及び第2項から第4項まで並びに第10条第1項第5号及び第2項中「県教育委員会」を「知事」に改める。

第13条中「県教育委員会規則」を「規則」に改める。

(山形県スポーツ推進審議会条例の一部改正)

3 山形県スポーツ推進審議会条例(平成23年10月県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条第1項中「教育委員会」を「知事」に改める。

(経過措置)

4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令、条例若しくは教育委員会規則の規定により山形県教育委員会若しくは山形県教育委員会の委任を受けた者がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に法令、条例若しくは教育委員会規則の規定により山形県教育委員会若しくは山形県教育委員会の委任を受けた者に対してされている申請その他の行為で、施行日以後において第2条の規定による改正後の山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例本則第2号の規定により知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、知事若しくは知事の委任を受けた者がした処分その他の行為又は知事若しくは知事の委任を受けた者に対してされた申請その他の行為とみなす。

提 案 理 由

教育委員会の権限に属する事務の一部を知事が管理し、及び執行するため提案するものである。

山形県部設置条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条（山形県部設置条例の一部を改正する条例）

現 行	改 正 案
(略)	(略)
(8) 観光文化スポーツ部	(8) 観光文化スポーツ部
イ 観光に関する事項	イ 観光に関する事項
ロ 文化振興に関する事項	ロ 文化振興に関する事項
ハ 文化財の保護に関する事項	ハ 文化財の保護に関する事項
ニ <u>スポーツによる地域活性化に関する事項</u>	ニ <u>スポーツに関する事項（学校における体育に関する事項を除く。）</u>

第2条（山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例）

現 行	改 正 案
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。
(1) 山形県立博物館及び山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館（以下「博物館等」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、博物館等のみに係るものを含む。）。	(1) 山形県立博物館及び山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館（以下「博物館等」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、博物館等のみに係るものを含む。）。
(2) <u>文化財の保護に関すること。</u>	(2) <u>スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。</u> (3) <u>文化財の保護に関すること。</u>

附則第2項関係（山形県体育施設条例の一部を改正する条例）

現 行	改 正 案
第1条 (略) (使用の許可)	第1条 (略) (使用の許可)
第2条 体育施設の施設又は設備で別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、 <u>県教育委員会</u> の許可を受けなければならない。	第2条 体育施設の施設又は設備で別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、 <u>知事</u> の許可を受けなければならない。
2 <u>県教育委員会</u> は、前項の許可に体育施設の管理上必要な条件を付することができる。 (使用の不許可)	2 <u>知事</u> は、前項の許可に体育施設の管理上必要な条件を付することができる。 (使用の不許可)
第3条 <u>県教育委員会</u> は、施設等の使用目的、使用方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。	第3条 <u>知事</u> は、施設等の使用目的、使用方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)

<p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第4条 <u>県教育委員会</u>は、第2条第1項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、又は施設等の使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(損害賠償等)</p>	<p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第4条 <u>知事</u>は、第2条第1項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、又は施設等の使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(損害賠償等)</p>
<p>第5条 使用者は、体育施設の施設又は設備を汚損し、若しくはき損し、又は滅失したときは、<u>県教育委員会</u>の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>(使用料の徴収等)</p>	<p>第5条 使用者は、体育施設の施設又は設備を汚損し、若しくは毀損し、又は滅失したときは、<u>知事</u>の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>(使用料の徴収等)</p>
<p>第6条 県は、第8条の規定により法人その他の団体であつて<u>県教育委員会</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が体育施設の管理を行う場合を除き、使用者から別表に定める額の範囲内で知事が定める額の使用料を徴収する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第6条 県は、第8条の規定により法人その他の団体であつて<u>知事</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が体育施設の管理を行う場合を除き、使用者から別表に定める額の範囲内で知事が定める額の使用料を徴収する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第7条～第8条 (略)</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p>	<p>第7条～第8条 (略)</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p>
<p>第9条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、体育施設の管理を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) その他体育施設の管理上<u>県教育委員会</u>が必要と認める基準</p>	<p>第9条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、体育施設の管理を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) その他体育施設の管理上<u>知事</u>が必要と認める基準</p>
<p>2 指定管理者は、前項第2号の基準の範囲内で、あらかじめ<u>県教育委員会</u>の承認を受けて体育施設の休業日を定めるものとする。</p> <p>3 <u>県教育委員会</u>は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした休業日を公示するものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ<u>県教育委員会</u>の承認を受けて体育施設を臨時に使用させ、又は使用させないことができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p>	<p>2 指定管理者は、前項第2号の基準の範囲内で、あらかじめ<u>知事</u>の承認を受けて体育施設の休業日を定めるものとする。</p> <p>3 <u>知事</u>は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした休業日を公示するものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ<u>知事</u>の承認を受けて体育施設を臨時に使用させ、又は使用させないことができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p>
<p>第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
<p>(5) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の管理に関し<u>県教育委員会</u>が必要と認める業務</p> <p>2 第8条の規定により指定管理者が体育施設の</p>	<p>(5) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の管理に関し<u>知事</u>が必要と認める業務</p> <p>2 第8条の規定により指定管理者が体育施設の</p>

管理を行う場合における第2条から第5条までの規定の適用については、これらの規定中「県教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第11条～第12条 (略)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、県教育委員会規則で定める。

管理を行う場合における第2条から第5条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第11条～第12条 (略)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附則第3項関係 (山形県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例)

現 行	改 正 案
第1条 (略) (所掌事務)	第1条 (略) (所掌事務)
第2条 審議会は、 <u>教育委員会</u> の諮問に応じ、スポーツの推進に関する計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議する。 (組織)	第2条 審議会は、 <u>知事</u> の諮問に応じ、スポーツの推進に関する計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議する。 (組織)
第3条 (略) (委員)	第3条 (略) (委員)
第4条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、 <u>教育委員会</u> が任命する。	第4条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、 <u>知事</u> が任命する。
2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。	2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議を終了するまでとする。	3 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議を終了するまでとする。

山形県部設置条例等の一部を改正する条例案の概要

第1 改正内容（山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例）

- スポーツに関する事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）第21条の規定に基づき、教育委員会の職務権限とされている一方、条例で定めることにより、学校における体育に関するものを除き、知事はその権限の全てを行使できることとされている（地教行法第23条第1項）。
- 本県においては既に、スポーツに関する事務の一部（プロスポーツに関することのみ）について、地方自治法第180条の7に基づく委任により知事部局で管理執行しているが、スポーツ振興を巡る近年の情勢を鑑み、知事部局において学校体育を除く全てのスポーツ振興業務を一元的に管理し、地域振興や観光、健康づくり等の施策とより一層連携した施策展開を推進することを目的として、令和6年度組織改編において、教育委員会から知事部局へ「スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く）」を移管する。
- これに伴い、教育委員会の職務権限を知事が所管する根拠となる「山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例」を改正するもの（なお当該条例は、令和2年度組織改編において「文化財の保護に関すること」等を教育委員会から知事部局に移管した際、新たに制定した条例）。

職務権限	現 行		改 正 後	
	知事部局に委任・移管	教育委員会所管	知事部局に委任・移管	教育委員会所管
文化に関する こと	文化振興に関する こと	図書館、公民館、 生涯学習など	文化振興に関する こと	図書館、公民館、 生涯学習など
文化財の保護 に関すること (R2 移管)	文化財の保護に関 すること（県立博物 館の管理等を含む）	—	文化財の保護に関 すること（県立博物 館の管理等を含む）	—
スポーツに関 すること (今回)	プロスポーツによ る地域活性化	学校体育・保健、 生涯・競技スポ ーツなど	スポーツに関する こと（学校体育を 除く）（プロスポ ーツ、生涯・競技 スポーツなど）	学校体育・保健

※ 網掛が当該条例で知事部局へ移管する事務で、黒太枠が今回移管する事務（スポーツ）
（関連事務の全てを知事部局へ移管する場合に条例の規定が必要）

- また、以下の条例についてもあわせて改正（規定の整備等）を行う。
 - ・ 山形県部設置条例 → 知事部局における各部の分掌事務の整理
 - ・ 山形県体育施設条例 → 「教育委員会」から「知事」に改正
 - ・ 山形県スポーツ推進審議会条例 → 「教育委員会」から「知事」に改正

第2 施行期日

令和6年4月1日

(参考)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抄)

(教育委員会の職務権限)

第 21 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

二～十一 - 略 -

十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

十三 スポーツに関すること。

十四 文化財の保護に関すること。

十五～十九 - 略 -

(職務権限の特例)

第 23 条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

○地方自治法 (抄)

第 180 条の 7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員・・・に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員・・・をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。（ただし書略）

議第 2 号 の 2

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について

山形県議会 2 月定例会に提案された下記条例案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により山形県知事から意見を求められた件について、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和 31 年 11 月県教育委員会規則第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処理したことについて承認する。

記

山形県職員定数条例の一部を改正する条例案

提 案 理 由

山形県知事から上記議案の作成に当たり意見を求められ、緊急を要したため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第 5 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和 6 年 3 月 18 日提出

山形県教育委員会
教育長 高 橋 広 樹

教政第 1285 号

令和 6 年 2 月 9 日

山形県知事 吉 村 美栄子 殿

山形県教育委員会



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見
について

令和 6 年 2 月 9 日付け人第 537 号で意見を求められた下記条例案の作成について、
同意します。

記

山形県職員定数条例の一部を改正する条例案
山形県部設置条例等の一部を改正する条例案

議 第 号

山形県職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

山形県職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県職員定数条例の一部を改正する条例

山形県職員定数条例（昭和24年8月県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「4,084」を「4,128」に、「6,253」を「6,297」に改め、同条第5号中「270」を「254」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

教育委員会の権限に属する事務の一部を知事が管理し、及び執行すること等に伴い、職員の定数を変更するため提案するものである。

山形県職員定数条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
（職員の定数）	（職員の定数）
第2条 職員の定数は次に掲げるとおりとする。	第2条 職員の定数は次に掲げるとおりとする。
（1） 知事の事 一般会計 <u>4,084</u>	（1） 知事の事 一般会計 <u>4,128</u>
務部局の職員 企業特別会計 165	務部局の職員 企業特別会計 165
病院事業特別 2,004	病院事業特別 2,004
会計	会計
計 <u>6,253</u>	計 <u>6,297</u>
（2）～（4） 一略一 一略一	（2）～（4） 一略一 一略一
（5） 教育委員会の事務部局 <u>270</u>	（5） 教育委員会の事務部局 <u>254</u>
の職員	の職員
（6）～（4） 一略一 一略一	（6）～（4） 一略一 一略一

議第 2 号 の 3

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について

山形県議会 2 月定例会に提案された下記条例案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により山形県知事から意見を求められた件について、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和 31 年 11 月県教育委員会規則第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処理したことについて承認する。

記

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案

提 案 理 由

山形県知事から上記議案の作成に当たり意見を求められ、緊急を要したため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第 5 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和 6 年 3 月 18 日提出

山形県教育委員会

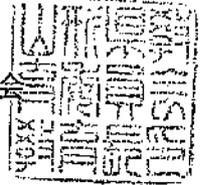
教育長 高 橋 広 樹

教職第642号

令和6年2月9日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

山形県教育委員会



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見
について

令和6年2月9日付け教職第581号で意見を求められた下記条例案の作成につい
て、同意します。

記

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の
定数に関する条例の一部を改正する条例案

議第 号

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例（昭和33年4月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	教 員	養 護 教 員	栄 養 教 諭	寄 宿 舎 指 導 員	実 習 助 手	事 務 職 員	技 術 職 員	その他 の職員	計
市町村立 学校	人 5,605	人 319	人 64	人	人	人 344	人	人 10	人 6,342
県立中学 校	24	2				2		3	31
県立特別 支援学校	823	26		69	24	50		65	1,057

県立高等 学校	1,697	53			143	150	14	111	2,168
------------	-------	----	--	--	-----	-----	----	-----	-------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

児童及び生徒並びに学級の数の変動等に伴い、学校職員の定数を変更するため提案するものである。

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行									改 正 案										
別表									別表										
区分	教員	養護教員	栄養教諭	寄宿舎指導員	実習助手	事務職員	技術職員	その他の職員	計	区分	教員	養護教員	栄養教諭	寄宿舎指導員	実習助手	事務職員	技術職員	その他の職員	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人	人	人	人	人
市町村立学校	5,568	321	63			342		10	6,304	市町村立学校	5,605	319	64			344		10	6,342
県立中学校	17	1				1		1	20	県立中学校	24	2				2		3	31
県立特別支援学校	807	26		69	24	50		65	1,041	県立特別支援学校	823	26		69	24	50		65	1,057
県立高等学校	1,742	53			146	153	14	113	2,221	県立高等学校	1,697	53			143	150	14	111	2,168

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正理由

児童及び生徒並びに学級の数の変動等に伴い、学校職員の定数を改正するもの。

2 改正内容

学校職員の定数

区 分	現 行	改正案	増 減
市町村立学校	6, 3 0 4 人	6, 3 4 2 人	3 8 人
県立中学校	2 0 人	3 1 人	1 1 人
県立特別支援学校	1, 0 4 1 人	1, 0 5 7 人	1 6 人
県立高等学校	2, 2 2 1 人	2, 1 6 8 人	△ 5 3 人

[増減の主な理由]

- ・市町村立学校 : 特別支援学級数の増加に伴う増
- ・県立中学校 : 新設に伴う増
- ・特別支援学校 : 児童生徒数の増加、学級数の増加に伴う増
- ・県立高等学校 : 各地区における県立高校再編整備計画に伴う学級数の減並びにスポーツに関する事務の知事部局への移管に伴う減

3 施行日

令和6年4月1日

議第 3 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 2 項の規定に基づく
意見に係る臨時専決処理の承認について

山形県議会 2 月定例会に提案された下記条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 2 項の規定により山形県議会議長から意見を求められ、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和 31 年 11 月県教育委員会規則第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処理したことについて承認する。

記

山形県部設置条例等の一部を改正する条例の設定について

提 案 理 由

山形県議会議長から上記条例の制定に当たり意見を求められ、緊急を要したため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第 5 条第 1 項の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和 6 年 3 月 18 日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

教政第 1322 号

令和 6 年 2 月 20 日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

山形県教育委員会



意見の聴取について

令和 6 年 2 月 19 日付け議調第 219 号で意見を求められた下記条例の制定については、
適当なものと認めます。

記

議第 45 号 山形県部設置条例等の一部を改正する条例の設定について
(教育委員会の職務権限の特例に係る部分に限る。)

議第 号

山形県部設置条例等の一部を改正する条例の設定について

山形県部設置条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県部設置条例等の一部を改正する条例

(山形県部設置条例の一部改正)

第1条 山形県部設置条例(昭和34年3月県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号ニを次のように改める。

ニ スポーツに関する事項(学校における体育に関する事項を除く。)

(山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第2条 山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例(令和2年3月県条例第2号)の一部を次のように改正する。

本則中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(山形県体育施設条例の一部改正)

2 山形県体育施設条例(昭和39年3月県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までの規定中「県教育委員会」を「知事」に改める。

第5条中「き損」を「毀損」に、「県教育委員会」を「知事」に改める。

第6条第1項、第9条第1項第3号及び第2項から第4項まで並びに第10条第1項第5号及び第2項中「県教育委員会」を「知事」に改める。

第13条中「県教育委員会規則」を「規則」に改める。

(山形県スポーツ推進審議会条例の一部改正)

3 山形県スポーツ推進審議会条例(平成23年10月県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条第1項中「教育委員会」を「知事」に改める。

(経過措置)

4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令、条例若しくは教育委員会規則の規定により山形県教育委員会若しくは山形県教育委員会の委任を受けた者がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に法令、条例若しくは教育委員会規則の規定により山形県教育委員会若しくは山形県教育委員会の委任を受けた者に対してされている申請その他の行為で、施行日以後において第2条の規定による改正後の山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例本則第2号の規定により知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、知事若しくは知事の委任を受けた者がした処分その他の行為又は知事若しくは知事の委任を受けた者に対してされた申請その他の行為とみなす。

提 案 理 由

教育委員会の権限に属する事務の一部を知事が管理し、及び執行するため提案するものである。

山形県部設置条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条（山形県部設置条例の一部を改正する条例）

現 行	改 正 案
(略)	(略)
(8) 観光文化スポーツ部	(8) 観光文化スポーツ部
イ 観光に関する事項	イ 観光に関する事項
ロ 文化振興に関する事項	ロ 文化振興に関する事項
ハ 文化財の保護に関する事項	ハ 文化財の保護に関する事項
ニ <u>スポーツによる地域活性化に関する事項</u>	ニ <u>スポーツに関する事項（学校における体育に関する事項を除く。）</u>

第2条（山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例）

現 行	改 正 案
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。
(1) 山形県立博物館及び山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館（以下「博物館等」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、博物館等のみに係るものを含む。）。	(1) 山形県立博物館及び山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館（以下「博物館等」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、博物館等のみに係るものを含む。）。
(2) <u>文化財の保護に関すること。</u>	(2) <u>スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。</u> (3) <u>文化財の保護に関すること。</u>

附則第2項関係（山形県体育施設条例の一部を改正する条例）

現 行	改 正 案
第1条 (略) (使用の許可)	第1条 (略) (使用の許可)
第2条 体育施設の施設又は設備で別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、 <u>県教育委員会</u> の許可を受けなければならない。	第2条 体育施設の施設又は設備で別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、 <u>知事</u> の許可を受けなければならない。
2 <u>県教育委員会</u> は、前項の許可に体育施設の管理上必要な条件を付することができる。 (使用の不許可)	2 <u>知事</u> は、前項の許可に体育施設の管理上必要な条件を付することができる。 (使用の不許可)
第3条 <u>県教育委員会</u> は、施設等の使用目的、使用方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。	第3条 <u>知事</u> は、施設等の使用目的、使用方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)

<p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第4条 <u>県教育委員会</u>は、第2条第1項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、又は施設等の使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(損害賠償等)</p>	<p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第4条 <u>知事</u>は、第2条第1項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、又は施設等の使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(損害賠償等)</p>
<p>第5条 使用者は、体育施設の施設又は設備を汚損し、若しくはき損し、又は滅失したときは、<u>県教育委員会</u>の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>(使用料の徴収等)</p>	<p>第5条 使用者は、体育施設の施設又は設備を汚損し、若しくは毀損し、又は滅失したときは、<u>知事</u>の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>(使用料の徴収等)</p>
<p>第6条 県は、第8条の規定により法人その他の団体であつて<u>県教育委員会</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が体育施設の管理を行う場合を除き、使用者から別表に定める額の範囲内で知事が定める額の使用料を徴収する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第6条 県は、第8条の規定により法人その他の団体であつて<u>知事</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が体育施設の管理を行う場合を除き、使用者から別表に定める額の範囲内で知事が定める額の使用料を徴収する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第7条～第8条 (略)</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p>	<p>第7条～第8条 (略)</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p>
<p>第9条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、体育施設の管理を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) その他体育施設の管理上<u>県教育委員会</u>が必要と認める基準</p>	<p>第9条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、体育施設の管理を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) その他体育施設の管理上<u>知事</u>が必要と認める基準</p>
<p>2 指定管理者は、前項第2号の基準の範囲内で、あらかじめ<u>県教育委員会</u>の承認を受けて体育施設の休業日を定めるものとする。</p> <p>3 <u>県教育委員会</u>は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした休業日を公示するものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ<u>県教育委員会</u>の承認を受けて体育施設を臨時に使用させ、又は使用させないことができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p>	<p>2 指定管理者は、前項第2号の基準の範囲内で、あらかじめ<u>知事</u>の承認を受けて体育施設の休業日を定めるものとする。</p> <p>3 <u>知事</u>は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした休業日を公示するものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ<u>知事</u>の承認を受けて体育施設を臨時に使用させ、又は使用させないことができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p>
<p>第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
<p>(5) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の管理に関し<u>県教育委員会</u>が必要と認める業務</p> <p>2 第8条の規定により指定管理者が体育施設の</p>	<p>(5) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の管理に関し<u>知事</u>が必要と認める業務</p> <p>2 第8条の規定により指定管理者が体育施設の</p>

管理を行う場合における第2条から第5条までの規定の適用については、これらの規定中「県教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第11条～第12条 (略)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、県教育委員会規則で定める。

管理を行う場合における第2条から第5条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第11条～第12条 (略)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附則第3項関係 (山形県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例)

現 行	改 正 案
第1条 (略) (所掌事務)	第1条 (略) (所掌事務)
第2条 審議会は、 <u>教育委員会</u> の諮問に応じ、スポーツの推進に関する計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議する。 (組織)	第2条 審議会は、 <u>知事</u> の諮問に応じ、スポーツの推進に関する計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議する。 (組織)
第3条 (略) (委員)	第3条 (略) (委員)
第4条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、 <u>教育委員会</u> が任命する。	第4条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、 <u>知事</u> が任命する。
2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。	2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議を終了するまでとする。	3 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議を終了するまでとする。

山形県部設置条例等の一部を改正する条例案の概要

第1 改正内容（山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例）

- スポーツに関する事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）第21条の規定に基づき、教育委員会の職務権限とされている一方、条例で定めることにより、学校における体育に関するものを除き、知事はその権限の全てを行使できることとされている（地教行法第23条第1項）。
- 本県においては既に、スポーツに関する事務の一部（プロスポーツに関することのみ）について、地方自治法第180条の7に基づく委任により知事部局で管理執行しているが、スポーツ振興を巡る近年の情勢を鑑み、知事部局において学校体育を除く全てのスポーツ振興業務を一元的に管理し、地域振興や観光、健康づくり等の施策とより一層連携した施策展開を推進することを目的として、令和6年度組織改編において、教育委員会から知事部局へ「スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く）」を移管する。
- これに伴い、教育委員会の職務権限を知事が所管する根拠となる「山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例」を改正するもの（なお当該条例は、令和2年度組織改編において「文化財の保護に関すること」等を教育委員会から知事部局に移管した際、新たに制定した条例）。

職務権限	現 行		改 正 後	
	知事部局に委任・移管	教育委員会所管	知事部局に委任・移管	教育委員会所管
文化に関する こと	文化振興に関する こと	図書館、公民館、 生涯学習など	文化振興に関する こと	図書館、公民館、 生涯学習など
文化財の保護 に関すること (R2 移管)	文化財の保護に関 すること（県立博物 館の管理等を含む）	—	文化財の保護に関 すること（県立博物 館の管理等を含む）	—
スポーツに関 すること (今回)	プロスポーツによ る地域活性化	学校体育・保健、 生涯・競技スポ ーツなど	スポーツに関する こと（学校体育を 除く）（プロスポ ーツ、生涯・競技ス ポーツなど）	学校体育・保健

※ 網掛が当該条例で知事部局へ移管する事務で、黒太枠が今回移管する事務（スポーツ）
（関連事務の全てを知事部局へ移管する場合に条例の規定が必要）

- また、以下の条例についてもあわせて改正（規定の整備等）を行う。
 - ・ 山形県部設置条例 → 知事部局における各部の分掌事務の整理
 - ・ 山形県体育施設条例 → 「教育委員会」から「知事」に改正
 - ・ 山形県スポーツ推進審議会条例 → 「教育委員会」から「知事」に改正

第2 施行期日

令和6年4月1日

(参考)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抄)

(教育委員会の職務権限)

第 21 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

二～十一 - 略 -

十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

十三 スポーツに関すること。

十四 文化財の保護に関すること。

十五～十九 - 略 -

(職務権限の特例)

第 23 条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

○地方自治法 (抄)

第 180 条の 7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員・・・に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員・・・をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。（ただし書略）

議第 4 号

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則
の制定について

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を次のよう
に制定する。

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則（昭和50年7月県教育委員会規則第
7号）の一部を次のように改正する。

第5条中「免除」を「免除し、及び中学校の生徒又はこれに準ずる者がその活
動に参加する団体が使用する場合にあつては同表に定める額の5分の4に相当
する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減
額」に改める。

別表中 「

山形県立鶴岡南高等学校
山形県立鶴岡北高等学校

」 を 「

山形県立致道館高等学校

」

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

中学校の生徒等がその活動に参加する団体に係る使用料を減額することができる
ようにするため及び山形県立鶴岡南高等学校及び山形県立鶴岡北高等学校が山形県
立致道館高等学校に再編されることに伴い規定の整備を図るため提案するものであ
る。

令和6年3月18日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第4条 一略一 （使用料の減免）</p> <p>第5条 開放された体育施設の使用料については、議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第10条ただし書の規定により、電気、ガス、水道又は冷暖房を使用する場合にあつては山形県立学校施設使用料条例（昭和39年10月県条例第71号）の表備考第2項に規定する光熱水費の実費に相当する額を免除する。</p>	<p>第1条～第4条 一略一 （使用料の減免）</p> <p>第5条 開放された体育施設の使用料については、議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第10条ただし書の規定により、電気、ガス、水道又は冷暖房を使用する場合にあつては山形県立学校施設使用料条例（昭和39年10月県条例第71号）の表備考第2項に規定する光熱水費の実費に相当する額を免除し、及び<u>中学校の生徒又はこれに準ずる者がその活動に参加する団体が使用する場合にあつては同表に定める額の5分の4に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減額する。</u></p>
<p>第6条 一略一 附 則 一略一</p>	<p>第6条 一略一 附 則 一略一</p>

別表

開放校
山形県立山形南高等学校
山形県立山形西高等学校
山形県立山形北高等学校
山形県立山形工業高等学校
山形県立山形中央高等学校
山形県立天童高等学校
山形県立寒河江工業高等学校
山形県立谷地高等学校
山形県立村山産業高等学校
山形県立東桜学館高等学校
山形県立新庄北高等学校最上校
山形県立新庄南高等学校金山校
山形県立新庄神室産業高等学校
山形県立新庄神室産業高等学校真室川校
山形県立米沢商業高等学校
山形県立南陽高等学校
山形県立長井高等学校
山形県立荒砥高等学校
山形県立鶴岡南高等学校
山形県立鶴岡北高等学校
山形県立鶴岡工業高等学校
山形県立加茂水産高等学校

別表

開放校
山形県立山形南高等学校
山形県立山形西高等学校
山形県立山形北高等学校
山形県立山形工業高等学校
山形県立山形中央高等学校
山形県立天童高等学校
山形県立寒河江工業高等学校
山形県立谷地高等学校
山形県立村山産業高等学校
山形県立東桜学館高等学校
山形県立新庄北高等学校最上校
山形県立新庄南高等学校金山校
山形県立新庄神室産業高等学校
山形県立新庄神室産業高等学校真室川校
山形県立米沢商業高等学校
山形県立南陽高等学校
山形県立長井高等学校
山形県立荒砥高等学校
山形県立致道館高等学校
山形県立鶴岡工業高等学校
山形県立加茂水産高等学校

議第 5 号

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則
の制定について

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則を次のよう
に制定する。

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則
教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和 2 年 7 月県教育委員会規則第
12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「指針第 3（1）」を「指針第 2 章第 1 節（1）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 7 条第 1 項に
基づき文部科学大臣が定めた指針の改正内容に伴い提案するものである。

令和 6 年 3 月 18 日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義) 第2条 一略一 (1) 一略一 (2) 一略一 (3) 在校等時間 指針第3(1)の規定に基づき算定する教育職員が学校教育活動に関する業務を行う時間として外形的に把握することができる時間をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 一略一 (1) 一略一 (2) 一略一 (3) 在校等時間 指針第2章第1節(1)の規定に基づき算定する教育職員が学校教育活動に関する業務を行う時間として外形的に把握することができる時間をいう。</p>

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の改正について

1 改正理由

改正給特法第7条第1項に基づき文部科学大臣が定めた指針が令和3年4月1日に改正され、令和2年7月21日に策定した教育委員会規則「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」の一部において、表記の修正が必要となったために改正するもの。

2 改正の概要

教育委員会規則第2条第3号において、在校等時間の定義を「指針第3（1）の規定に基づき」としていたが、指針が改正され、「第3（1）」の本文が、文言はそのまま「第2章第1節（1）」に移行された。そのため、教育委員会規則第2条第3号の「指針第3（1）」を「指針第2章第1節（1）」に改めるものである。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行する。